

## 計算書類に対する注記

梅の里（社福）

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物並びに器具及び備品－一定額法      リース資産－該当なし

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金－全国社会福祉団体職員退職手当積立基金における約定の額を計上

賞与引当金－来期の夏季賞与のうち、算出対象期間12月から3月までの期間に対応する部分を計上

## 2. 重要な会計方針の変更

「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発・社援発・老発0727第1号3局長連名通知）に準拠して新会計基準を適用。

### 通信運搬費の分け方

- ・（大）事業費（中）通信運搬費…固定電話、携帯電話、FAX回線使用料、ネット回線使用料、NHK受信料
- ・（大）事務費（中）通信運搬費…郵便切手、配送料

## 3. 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 梅の里（社福）拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

「法人運営」「企画・広報」「くらしの相談」「ボランティア活動」「居宅介護支援」

「訪問介護」「通所介護」「生活福祉資金貸付」「ふれあいサロン」「社会福祉大会」「なかよし代行サービス」

「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「移動支援」「地域活動支援センターⅢ型ゆう」

「日常生活自立支援」「子育てホームヘルパーサービス」「生活困難者に対する相談支援」「行動援護」

「総合訪問A型」「障害者特定相談支援」「障害児相談支援」

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高       | 当期増加額 | 当期減少額      | 当期末残高       |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 建物      | 461,886,178 | 0     | 18,771,564 | 443,114,614 |
| 定期預金    | 1,000,000   | 0     | 0          | 1,000,000   |
| 合 計     | 462,886,178 | 0     | 18,771,564 | 444,114,614 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|        | 取得価額        | 減価償却<br>累計額 | 当期末残高       |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 建物     | 881,948,183 | 438,833,569 | 443,114,614 |
| 車輛運搬具  | 39,057,909  | 36,053,925  | 3,003,984   |
| 器具及び備品 | 53,917,332  | 52,848,355  | 1,068,977   |
| ソフトウェア | 2,222,640   | 1,492,452   | 730,188     |
| 合 計    | 977,146,064 | 529,228,301 | 447,917,763 |

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。  
該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。  
該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

勘定科目の内容について特に説明を要する事項

「生活困窮者に対する相談支援事業」会計にある「現物支給費」について  
相談者への光熱費等の代理納付、生活雑貨代金をいう。